

2022年1月18日

放送人権委員会決定 第77号
「宮崎放火殺人事件報道に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「宮崎放火殺人事件報道に対する申立て」
に関する委員会決定

— 見 解 —

申立人 宮崎県在住の男性（事件被害者の弟）
被申立人 日本放送協会（NHK）
苦情の対象となった番組
『イブニング宮崎』（宮崎放送局ローカルニュース）
放送日 2020年11月20日
放送時間 午後6時10分～7時のうち番組冒頭約2分間

【決定の概要】	2 ページ
本決定の構成	
I. 事案の内容と経緯	3 ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	3 ページ
2. 本件放送の内容	3 ページ
3. 論点	4 ページ
II. 委員会の判断	5 ページ
1. 申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害	5 ページ
2. 放送倫理上の問題	7 ページ
III. 結論	7 ページ
IV. 放送概要	14 ページ
V. 申立人の主張と被申立人の答弁	16 ページ
VI. 申立ての経緯と審理経過	19 ページ

【決定の概要】

委員会は、以下のとおり、本件放送には人権侵害も、放送倫理上の問題もない、と判断する。

まず、申立人は本件放送について、事件の被害者である兄にも非があるかのような「何らかの金銭的なトラブル」という表現を使ったことなどで兄の名誉を毀損し、ひいては申立人の人格的利益(敬愛追慕の情)をも侵害した、と主張している。

しかし、「何らかの金銭的なトラブル」は、それ自体を単体でとらえれば申立人のような受けとめもできようが、兄に何らかの非があったとはっきりと伝えているわけでも、強く示唆しているわけでもなく、それ以外の部分を含め一般的な視聴者の普通の見方をすれば、本件放送が全体として社会的評価を明らかに低下させるわけではない。

「何らかの金銭的なトラブル」に言及したこと自体も、当事者である兄と容疑者がすでに死亡しており背景がつかみにくい状況で、複数の捜査関係者への取材で一定の裏づけをとったうえで警察の見方として伝えており、また兄と容疑者の関係性や放火の動機につながる情報を警察がどう認識しているかは報道の一要素であるため、不適切とはいえない。

そして、2人が死亡した火災が事故ではなく、放火殺人事件である可能性が強まったことを報じる本件放送には、高い公共性があり、その目的にも十分な公益性がある。

以上の事情を総合すると、きわめて不可解、残酷な形で突然、肉親を失った申立人の大きなショックを考慮しても、本件放送は許容限度(受忍限度)を超えて申立人の敬愛追慕の情を侵害してはいない。

申立人はまた、「何らかの金銭的なトラブル」という表現をめぐる放送倫理上の問題として、①兄にも非があると示唆すること、②遺族である申立人はまったく聞いたことがないのに、警察への取材に依拠し、申立人に確認をせず放送で使用したこと、を主張している。

しかし、①については、すでに指摘したように本件放送を全体として見れば、兄に何らかの非があったとはっきりと伝えているわけでも、強く示唆しているわけでもなく、②についても、兄と容疑者がともにすでに死亡していること、複数の捜査関係者への取材で確かめたうえで、両者間に「何らかの金銭的なトラブル」があったという警察の認識として伝えていることなどから、放送倫理上の問題があるとはいえない。

ただし、一般論として、「トラブル」のように、立場や文脈や視聴の仕方により多様に受け取られる可能性のある言葉は、事件報道の常とう句、決まり文句のようなものとして安易に用いることのないよう、留意する必要がある。

I. 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

申立ての対象は、NHK宮崎放送局が2020年11月20日に放送したローカルニュース番組『イブニング宮崎』で、同年3月26日に宮崎市内で男性2人が死亡した住宅火災の続報として、火災は放火殺人事件の疑いが強くなり、容疑者がガソリンをまいて火をつけ住民の男性を殺害し自分も死亡した可能性があり、その原因として「何らかの金銭的なトラブル」が死亡した2人の間にあったかのように伝えた。これに対し亡くなった被害者の弟である申立人が、兄にも原因の一端があるような報道は正確ではないとして、放送後にNHK宮崎放送局に抗議を行ったが納得できる説明が得られず、委員会に「放送は亡くなった兄の名誉を損なうものであった」として申立てを行った。

委員会は第293回委員会で、被害者男性はすでに亡くなっているものの、申立人が直接の利害関係者と認められることから、本件は運営規則第5条の要件を満たしているとして審理入りを決定した。

2. 本件放送の内容

『イブニング宮崎』はNHK宮崎放送局が、月曜から金曜の午後6時10分から7時まで放送するローカルニュース番組で、本件放送は当日のニュースのトップ項目であった。

冒頭のあいさつに続いて男性キャスターが「一転、放火殺人の疑いが出てきました」と、何か急展開があったことを最初に知らせる。そして、およそ8か月前に宮崎市内で起こった男性2人が死亡した住宅火災で、「知人の男がガソリンをまいて火をつけ、男性を殺害した疑いが強まったとして、警察は容疑者死亡のまま男を殺人や放火などの疑いで書類送検する方針を固めたことが、捜査関係者への取材で分かりました」とニュースの全体像を説明するリード部分を読み上げる。

ここで火災現場の映像に切り替わりニュースの本編に入る。まずは火災発生時の状況を「今年〔2020年〕3月26日の未明、宮崎市内で住宅が全焼し、この家に住む男性とその知人の男性〔放送ではいずれも実名〕が遺体で見つかりました」と伝える。この間、ナレーションとほぼ同じ内容の文字スーパーが映像に寄せられており、以降スーパーによる内容表示は最後まで続く。

続いて、住人の男性は「玄関付近に倒れていて、その後の警察の調べで服からガソ

リンの成分が検出された」一方、容疑者からは検出されなかったうえ、「前日に市内のガソリンスタンドでガソリンを購入していたことが確認されたということです」と、2人の男性の発見時の状況とガソリンの入手経路を伝える。

次に映像は宮崎北警察署に切り替わり、「容疑者の自宅や車、職場などを捜索したところ、被害者男性の父親名義の通帳などが見つかり、口座から現金が引き出されていることが分かったということです」とその後の捜査内容を伝える。

そして最後に「こうした状況から警察では、2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあり、容疑者がガソリンをまいて火をつけ男性を殺害した疑いが強まったとして、殺人や放火の疑いで容疑者死亡のまま書類送検する方針です」と事件は新たな局面を迎えることを伝える。

本件放送の時間は1分47秒であった。

3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおり。

- 本件放送は、申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）を侵害したか。
- 本件放送に放送倫理上の問題はあったか。

II. 委員会の判断

申立人の主張を踏まえ、1. 申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害、2. 放送倫理上の問題、について、以下のとおり判断する。

1. 申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害

申立人は本件放送について、事件の被害者である兄にも非があるかのような「何らかの金銭的なトラブル」という表現を使ったことなどで兄の名誉を毀損し、ひいては申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）をも侵害した、と主張している。

これに対しNHKは、次のように人権侵害を否定している。「知人の男がガソリンをまいて火をつけ男性を殺害した疑いが強まった」など、「容疑者」と「被害者」を明確に区別した上で、警察への取材などで判明した客観的な事実のみを抑制的に伝えている。「何らかの金銭的なトラブル」も、当事者の両名がすでに死亡している状況で、捜査関係者が複数回にわたり明確にそう認めた表現として使っている。全体として、兄に非があったというイメージを生じさせるものではなく、尊厳を傷つける内容ではない。

故人に保護すべき名誉権はあるかという法的な問題はある一方、委員会はこれまでに、故人が誹謗中傷された場合、近親者の故人に対する「敬愛追慕の情の侵害」としてとらえることが可能との判断を示している（委員会決定第44号「上田・隣人トラブル殺人事件報道」、第73号「オウム事件死刑執行特番に対する申立て」などを参照）。そして、「敬愛追慕の情の侵害が違法だとされるのは、社会的に妥当な許容限度（受忍限度）を超えた侵害があった場合に限られるとされており、それは主観的にではなく客観的に判断される」（前掲委員会決定第73号）。本件においても、兄の名誉は申立人の敬愛追慕の情と不可分であるため、本件放送の内容、公共性、目的の公益性、取材のありようなどとともに、申立人の人格的利益侵害の有無を総合的に判断する上での一要素となる。

まず、本件放送は兄について、知人である容疑者との間で「何らかの金銭的なトラブル」があり、自宅で容疑者にガソリンをまかれ、火をつけられ殺害された疑いがあることを、警察の見方として報じている。その際、容疑者が前日にガソリンを購入していたこと、容疑者の自宅・車・職場などの捜索で兄の父親（申立人の父親でもある）名義の通帳などが見つかったこと、その口座から現金が引き出されていたことなどもあわせて伝え、殺人・放火などの疑いで警察が容疑者死亡のまま書類送検する方針であると報じている。

そこで、本件放送が兄の名誉、つまり社会的評価に与える影響を検討すると、次に述べるとおり、一般的な視聴者の普通の見方をすれば、上述の内容が全体として社会

的評価を明らかに低下させるわけではない。

確かに、「何らかの金銭的なトラブル」それ自体を単体でとらえれば、あいまいで中立的な表現であるがゆえに多様な意味あいを有し、申立人が主張するように、兄の側にも何らかの落ち度や事件の一因があったと受け取られる可能性もある。申立人は、何の罪もない兄が一方的に襲撃・殺害されたと確信し、本件放送があるまでのおよそ8か月の間、捜査の進展やそれに関する続報を待望しながら独自に調査を続け、本件放送には含まれていない事件や容疑者に関する特定の事実を把握していた。そうした遺族としての立場からすれば、本件放送が事件の実態を正確・公正に伝えず、また再発防止や社会への警鐘にもつながらない、不適切、不十分な報道だと感じるのも無理からぬことかもしれない。

しかし、本件放送は「何らかの金銭的なトラブル」に加えて、容疑者に関する既述の一連の事実を伝えた上で、容疑者が「加害者」、兄は「被害者」であるという警察が考える両者の関係性を取材にもとづき明確に示している。複数の辞書によれば、「トラブル」は抽象的・一般的な意味での「いざこざ」「問題」「悶着」「もめごと」などを指す。報道全般で頻繁に用いられ、それ自体は中立的な表現であるが、こと本件放送における全体的な文脈では、兄に何らかの非があったとはっきりと伝えているわけでも、強く示唆しているわけでもない。その性質が「金銭的」であることが、直ちに否定的な印象につながるわけでもない。アナウンサーが読む原稿、画面に表示されるテロップともに、この表現を特段強調してもいないし、本件放送に対する申立人からの抗議を受け、遺族の意向は尊重すべきとの判断から、続報では削除されている。また、同じく局所的に見た場合に、「何らかの金銭的なトラブル」それ自体の背景に兄の責任があったと受け取られる可能性があるとしても、少なくとも本件放送が伝える「事件」において、警察が兄を「被害者」と見ている点は誤解のしようがない。したがって、本件放送全体について、一般的な視聴者の普通の見方をすれば、兄の社会的評価を明らかに低下させるわけではない。

「何らかの金銭的なトラブル」に言及したこと自体も、次に述べる理由で不適切とはいえない。まず、当事者である兄と容疑者がすでに死亡しており背景がつかみにくい状況で、複数の捜査関係者への取材で一定の裏づけをとったうえで、警察の見方として伝えている。また、本件放送の主眼は殺人・放火などの疑いで容疑者死亡のまま書類送検するという警察の方針を伝えることであるから、両者の関係性や放火の動機につながる情報を警察がどう認識しているかは報道の一要素となる。既述のとおり、兄の社会的評価を明らかに低下させもしない。

そして、2人が死亡した火災が事故ではなく、放火殺人事件である可能性が強まったことを報じる本件放送には、高い公共性があり、その目的にも十分な公益性がある。

以上の事情を総合すると、きわめて不可解、残酷な形で突然、肉親を失った申立人

の大きなショックを考慮しても、本件放送は許容限度を超えて申立人の敬愛追慕の情を侵害してはいない。

2. 放送倫理上の問題

次に、「何らかの金銭的なトラブル」という表現をめぐる放送倫理上の問題の有無を以下のとおり判断する。

書面とヒアリングを総合すると、申立人は、「何らかの金銭的なトラブル」について、①兄にも非があると示唆すること、②遺族である申立人はまったく聞いたことがないのに、警察への取材に依拠し、申立人に確認をせず放送で使用したこと、の2点を問題視している。

しかし、①については、すでに指摘したように本件放送を全体として見れば、兄に何らかの非があったとはっきりと伝えているわけでも、強く示唆しているわけでもなく、②についても、兄と容疑者がともにすでに死亡していること、複数の捜査関係者への取材で確かめたうえで、両者間に「何らかの金銭的なトラブル」があったという警察の認識として伝えていることなどから、放送倫理上の問題があるとはいえない。

ただし、一般論として、「トラブル」のように、立場や文脈や視聴の仕方により多様に受け取られる可能性のある言葉は、事件報道の常とう句、決まり文句のようなものとして安易に用いることのないよう、留意する必要があるだろう。

III. 結論

以上のとおり、委員会は、本件放送には人権侵害も、放送倫理上の問題もない、と判断する。

なお本決定には、二関辰郎委員長代行、齊藤とも子委員より少数意見がある。

少数意見

1. 多数意見は、本件放送で用いられた「何らかの金銭的なトラブル」という表現に問題はないとする。しかし、以下に述べるとおり、本件放送における同表現の用い方は、人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害にはならないものの、放送倫理上問題があると考ええる。

テレビ放送された報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、当委員会も採用してきた最高裁判例の考えを踏まえ、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすべきである。しかし、裁判所では審理対象にならない放送倫理上の問題を検討する際には、その基準を用いない方が良い場合があり、本件はそのような場合にあたると考える。

2. 最高裁判例（最高裁第一小法廷「所沢ダイオキシン報道事件」2003年10月16日判決）は、一般視聴者によるテレビ視聴の特性として、「テレビジョン放送をされる報道番組においては、新聞記事等の場合とは異なり、視聴者は、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされる」と指摘したうえで、「録画等の特別の方法を講じない限り、提供された情報の意味内容を十分に検討したり、再確認したりすることができないものであることからすると、当該報道番組により摘示された事実がどのようなものであるかという点については、当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリックやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、判断すべきである」と述べる。

報道番組による権利侵害の有無を判断する場合にはこの判断基準に拠るのが妥当であり、本件でも、人格的利益（遺族の敬愛追慕の情）の侵害の有無は、この基準にしたがうのが妥当である。

3. 他方、放送倫理上の問題を検討するにあたっては、放送倫理が、「理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするため」（放送倫理基本綱領）に放送局に向けられた高度な規範であることを踏まえると、一般視聴者の視点を基準にするのが必ずしも妥当ではない場合もあると考える。最高裁が指摘するとおり、一般視聴者は次々と映し出されては消えていく画面を受動的に視聴する。そのため、「次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされる」立場にある。他方、放送局は、そういった情報をあらかじめ準備して提供する側なので、当然そのような

立場にはない。放送倫理の問題を検討する際には、この違いを踏まえるのが妥当な場合があるのではないか。

もちろん、現に放送された内容が視聴者にどのように受け止められるかは重要である。表現の自由に対する過度な制約を避ける観点からも、視聴者による受け止め方と切り離して抽象的に高度な放送倫理を放送局に対して求めるつもりはない。しかし、一般視聴者とまでは言えなくとも、特定少数を超えた相当数の視聴者の視点を基準にした場合に、人の社会的評価を低下させる可能性のある情報を提供するにあたっては、慎重な配慮が求められて然るべきであろう。より具体的には、そのような情報を提供する必要性、あるいは必要性は認められなくとも、情報提供の正当な理由が求められると言うべきである。そして、その有無や程度等を踏まえたうえで、情報提供の当否を検討し、場合によっては放送倫理上問題が生じる場合もあるとするのが妥当である。

4. 以上を前提に、本件放送における「何らかの金銭的なトラブル」という表現の使われ方を、文脈に照らして検討すると次のとおりである。

① 「何らかの金銭的なトラブル」という表現が使われる前まで

本件放送は、「一転、放火殺人の疑いが出てきました」というナレーションで始まる。それまでは、火災により死亡した2人がともに被害者の立場と見られていた。しかし、その見方が変わり、一方（容疑者）が加害者で、他方（申立人の兄）が被害者であった可能性が、警察の書類送検の方針を紹介することにより伝えられる。

次に、本件放送では、警察の調べにより、申立人の兄の服からはガソリンの成分が検出されたが容疑者からは検出されず、容疑者が前日にガソリンを購入していたことが報じられる。このことは、容疑者が計画的に購入したガソリンを申立人の兄に直接かかるようにまいて火を放ったことを示唆しているであろう。

続けて、本件放送は、容疑者が、申立人（の兄）の父親名義の通帳を持っていたこと、口座から現金が引き出されていたことを指摘する。誰が現金を引き出したか明示はないものの、視聴者は、引き出したのは容疑者であると受け止めるであろう。本件放送は、通帳が容疑者に渡った経緯は説明していない。しかし、本件放送の冒頭で示される図式の転換、すなわち、「死亡した2人とも被害者」から「一方は加害者で他方は被害者」という図式の転換を受けて、容疑者が通帳を一方的に盗んだと受け止めた視聴者が相当数いた可能性がある。

② 「何らかの金銭的なトラブル」という表現が使われた場面

上記内容に続けて、本件放送では、「こうした状況から警察は、2人の間に何らか

の金銭的なトラブルがあり、〔容疑者〕がガソリンをまいて火をつけ〔申立人の兄〕を殺害した疑いが強まった」というナレーションが入り、同趣旨のテロップが表示される。「2人の間に何らかの金銭的なトラブルが〔あったこと〕」は、殺人や放火という重大犯罪の動機として指摘されている。

人は通常、よほどの理由がなければ、他者にガソリンをかけて火をつけるような残酷な行為を行わない。たとえば、行為者が残酷な行為を平気で行う人物として描かれているなど特別な事情があれば別かもしれないが、本件放送ではそういった指摘もない。代わりに本件放送では、「2人の間の何らかの金銭的なトラブル」が動機として報じられる。それゆえ視聴者の中には、申立人の兄が容疑者からよほど恨みを買うようなことを行い、そのことが犯行の動機になっているのではないかと受け止めた者がいた可能性がある。

また、本件放送は、「何らかの金銭的なトラブル」と指摘するが、具体的にどのようなトラブルがあったかは不明である。「こうした状況から」というナレーションが入るものの、どの状況を指して「こうした状況」と言っているのかも明確ではない。

多数意見が指摘するとおり、「何らかの金銭的なトラブル」という表現は、それだけを取り出せば、あいまいで中立的な表現である。それ自体には、どちらに非があるなどの意味はない。したがって、この表現を用いたからといって、ただちに申立人の兄の社会的評価が低下するわけではない。しかし、「2人の間に…トラブルがあった」と言う場合、「トラブル」の存在を両者が認識している場合を指し、いずれか一方がトラブルの存在すら認識していない場合は含まないのが一般的ではないだろうか。

そうすると、通帳や現金の引き出しに関して言えば、本件放送が、そのこと自体をトラブルと称しているのか、それに先行する何らかの状況をトラブルと称しているのかは不明である。しかし、いずれにしても、「2人の間に…トラブルがあった」という本件放送の指摘を受けて、「申立人の兄が知らないうちに容疑者が一方的に通帳を盗んだわけではなさそうだ」と受け止めた視聴者が相当数いた可能性がある。

以上からすれば、上記②で「2人の間の何らかの金銭的なトラブル」が犯行動機として報じられた結果、犯行は容疑者の一方的な行為ではなく、申立人の兄の側に犯罪に巻き込まれる何らかの落ち度があったのではないかという印象を抱いた視聴者も相当数いた可能性がある。

5. もっとも、本件放送は、多数意見も指摘するように、「2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあり」という表現を特段強調しているわけではない。また、映像の内容、効果音、ナレーション等において、「何らかの金銭的なトラブル」という表現を使う前までと使う場面とで、内容的な転換を強調しているわけでもない。それゆえ、

上記4で指摘した受け止め方を、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方とまで言うことはできないように思われる。そうすると、本件放送における同表現の用い方は、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準にした場合に社会的評価の低下をもたらすわけではないから、多数意見の結論と同様、人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害にはならないと考える。

しかしながら、上記4で述べた受け止め方は、本件放送の順序や内容に即したものである。次々と提供される情報を瞬時に理解しなければならない視聴者の立場を前提にしても、特段無理のある理解の仕方とは言えないのではないか。実際、当委員会の議論でも、上記4で指摘したような受け止め方をした委員が複数名いた。したがって、一般視聴者の普通の視聴の仕方とまでは言えないとしても、申立人やその周辺の特定少数に限られない相当数の視聴者が、上記4で指摘したような受け止め方をした可能性がある。

6. そうすると、「何らかの金銭的なトラブル」という表現の本件放送での用い方は、相当数の視聴者を基準にした場合に人の社会的評価を低下させる可能性があったと考えられる。多数意見が指摘するとおり、申立人の兄は犯罪被害者であるという位置づけ自体は本件放送の中で明確かもしれない。しかし、同じ被害者でも、何ら非がないのに一方的に被害を受けた場合と、人からよほどの恨みを買うなど被害者としての落ち度があった場合とでは、視聴者による評価は大きく異なるであろう。

したがって、どの情報をどの順序で提供するかをあらかじめ準備したうえで本件放送を行った放送局としては、その可能性を予測し、同表現を用いる必要性ないし正当な理由があるかなどを慎重に検討することが求められていた。

7. では、本件放送において、この表現を用いる必要性ないし正当な理由はあったか。

多数意見は、「1. 申立人の人格的利益（敬愛追慕の情）の侵害」を検討するにあたって、「本件放送の主眼は殺人・放火などの疑いで容疑者死亡のまま書類送検するという警察の方針を伝えることであるから、両者の関係性や放火の動機につながる情報を警察がどう認識しているかは報道の一要素となる」と指摘する。これは、「何らかの金銭的なトラブル」という表現を用いる必要性や正当な理由を肯定する方向の指摘と捉えられる。

しかし、「何らかの金銭的なトラブル」という表現は、中立的かつあいまいであり、どのような金銭的なトラブルか内容は不明である。この表現を含めることで事件の全体像が示されたり、背景への理解が深まる効果があるわけではない。この放火殺人の件を報じた他の新聞報道などで同様の指摘がなされた例もない。そうすると、敢えて同表現を用いる必要性があったとまでは言えないであろう。

また、多数意見は、「警察の見方として伝えている」点を、「何らかの金銭的なトラブル」という表現を用いることに問題がないとする一要素として指摘する。しかし、最高裁が指摘するとおり、「第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に〔ある〕事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である」（最高裁第三小法廷「ロス疑惑訴訟夕刊フジ事件」1997年9月9日判決）。

つまり、視聴者が、あくまでも警察の見立てにすぎず真実は別だと受け止めるのであれば良いが、本件放送では、そのように視聴者が受け止めた可能性は低いと考える。たとえば、事件発生直後の段階で動機が未解明なときに、「警察では何らかのトラブルがあったと見て今後捜査を進める予定」などと報じるのであれば、警察の見立てと実際の真実が同じとは限らないことが視聴者に伝わる。しかし本件は、当事者である兄と容疑者がすでに死亡して背景事情がつかみにくい。その状況で、事件発生から半年以上経過した書類送検の段階、つまり警察として捜査を遂げた最終段階での判断である。そのため、警察の見立てを真実であろうと視聴者が受け止める可能性が高い。それゆえ、本件放送は、警察の方針を紹介する形式によりつつ、「2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあった」という事実それ自体を摘示しているとみるべきである。

また、本件放送における「何らかの金銭的なトラブル」という表現はあいまいで、他に説明もないから、具体的にどのようなトラブルを意味しているのかは不明である。ヒアリングでNHKにこの点を尋ねた際にも、トラブルの具体的内容について、「警察は詳しい事情を明らかにしていない」などと述べるだけで、放送局としてトラブルの内容を把握しているわけではなかった。ヒアリングでNHKは、本件放送の直前にも警察の見立てが変わっていないかを改めて警察に確認したことを強調していたが、警察から「変わっていない」という趣旨の回答を引き出した以上の事実は見えてこなかった。なお、放送局は時間やリソースが限られているなかで取材をしているので、それ以上の取材を求めるのは放送局に酷であるという趣旨の意見も当委員会の議論であった。しかし、本件は触れなくてもよい表現に敢えて触れた場面の話であるから、相応の取材ができないのであればその表現を用いなければよかっただけのことである。したがって、時間やリソースに制限があるという事情は本件には当てはまらないであろう。

ところで、申立人は、本件事件は容疑者による一方的な放火殺人であり、容疑者に同種前科があったと主張し、NHKも、容疑者の同種前科を本件放送前に把握していたことは認めている。そのうえでNHKは、本件放送において容疑者の前科に触れなかった理由について、容疑者が死亡していて弁解の余地がないこと、無罪推定の原

則が働くことから犯人視報道をしない観点からであると主張する。その判断自体はもっともな面がある。しかし、仮に本件放送で容疑者に同種前科があることに触れていけば、それが上記4で触れた特別の事情として機能し、申立人の兄に被害者としての落ち度があったか否かに関する視聴者の受け止め方が大きく変わっていた可能性がある。容疑者の人権に配慮して前科に触れないならば、同様に、やはり死亡していて説明する機会を持たない申立人の兄の人権に配慮しても良かったのではないか。根拠も具体的内容も明確ではない「何らかの金銭的なトラブル」という、本件放送で人の社会的評価を低下させる可能性のある表現の使用は控えるのが妥当だったのではないだろうか。

以上の諸点を踏まえると、「何らかの金銭的なトラブル」という表現を用いる必要性ないし正当な理由は本件放送では見いだせないと考える。

8. 放送倫理基本綱領は、「適正な言葉…を用いる」あるいは、「事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」と定める。本件放送は、これら放送倫理に即しておらず、放送倫理上問題があったと考える。

なお、この少数意見は、あくまでも本件放送における文脈に照らした「何らかの金銭的なトラブル」という表現を問題視するものであり、「トラブル」という表現を用いることを一般的に問題にしているわけではない。念のため最後に指摘しておきたい。

(二関 辰郎 委員長代行、斉藤 とも子 委員)

IV. 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによると本件放送の概要は以下のとおり。

映像・文字スーパー	音声（ナレーション）
<p style="text-align: center;">＜スタジオ＞</p> <p>宮崎市の住宅火災 2人死亡 男がガソリンで火をつけ殺害の疑い</p> <p>容疑者死亡のまま 男を殺人や放火などの疑いで書類送検へ</p>	<p>一転、放火殺人の疑いが出てきました。</p> <p>今年3月、宮崎市で住宅が全焼し、住民の男性と知人の2人が死亡した火事で、知人の男がガソリンをまいて火をつけ男性を殺害した疑いが強まったとして、警察は容疑者死亡のまま男を殺人や放火などの疑いで書類送検する方針を固めたことが捜査関係者への取材で分かりました。</p>
<p style="text-align: center;">＜火事現場＞</p> <p style="text-align: center;">宮崎市2人死亡火災 放火殺人の疑い 宮崎 ことし3月26日</p> <p>火事 ことし3月26日未明 宮崎市島之内で木造平屋建ての住宅が全焼</p> <p>死亡 ▼この家に住む専門学校講師Aさん ▼宮崎市吉村町パート従業員B容疑者</p> <p>Aさん 玄関付近に倒れていて 服からガソリンの成分が検出される</p> <p>B容疑者 ガソリンの成分は検出されず 前日に市内でガソリンを購入していたこと確認</p>	<p>この火事は今年3月26日の未明、宮崎市島之内で木造平屋建ての住宅が全焼し、この家に住む専門学校講師のAさんと、知人で宮崎市吉村町のパート従業員B容疑者が遺体で見つかりました。</p> <p>Aさんは玄関付近に倒れていて、その後の警察の調べで服からガソリンの成分が検出されたということです。</p> <p>一方、B容疑者からはガソリンの成分は検出されなかったうえ、前日に市内のガソリンスタンドでガソリンを購入していたことが確認されたということです。</p>

<p style="text-align: center;">＜宮崎北警察署＞</p> <p>B容疑者の自宅や車、職場などを捜索 →Aさんの父親名義の通帳などが見つかる</p> <p>口座から現金が引き出されていること判明</p> <p>警察 2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあり B容疑者がガソリンをまいて火をつけ殺害した疑い</p> <p>警察 殺人や放火などの疑いで 容疑者死亡のまま書類送検する方針</p>	<p>また、B容疑者の自宅や車、職場などを捜索したところ、Aさんの父親名義の通帳などが見つかり、口座から現金が引き出されていることが分かったということです。</p> <p>こうした状況から警察は、2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあり、B容疑者がガソリンをまいて火をつけAさんを殺害した疑いが強まったとして、殺人や放火などの疑いで容疑者死亡のまま書類送検する方針です。</p>
---	---

※放送ではAさん、B容疑者はともに実名

V. 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人
放送前のやりとり	<p>●2020年11月、容疑者の書類送致前にNHK宮崎が接触してきたことを感じ取り、NHKに電話をして「4月2日の新聞報道のように亡くなった兄の尊厳を傷つけるようなことは絶対にしないしてほしい」と強くお願いした。</p>	<p>●接触のきっかけは申立人からの電話ではなく、取材で判明した被害者の遺族に話を聞くため、ニュース放送の2週間前の11月6日に記者が申立人に直接取材をしたもの。この後も11月10日に事件現場で4時間にわたり申立人から話を聞いた。その内容は、被害者が一方的に容疑者に殺害された、容疑者には前科がある、またそうした視点をもっていない警察やマスコミに対する批判もあったものの、概ね取材に対して好意的だと感じていた。後日インタビューすることや、被害者の顔写真の提供を受けることのできることも得ていたが、12日になって申立人から電話があり、警察や報道機関を繰り返し強く批判するとともに面会した記者にやる気がないなどと主張したうえで、まだ提供を受けていない写真を使わないことや、申立人への説明なしにニュースを出さないことを約束することなどを求めてきた。</p>
「金銭的なトラブル」の表現	<p>●どちらに原因があるか分かり難い事件であったかのような報道を行い、「2人の間に何らかの金銭トラブルがあり」とニュースで伝えた。なぜ「金銭トラブル」という言葉を使ったのか説明を求めたところ、「トラブルと言うと広い意味でいろんな意味がある。例えばストーカーで被害に遭われた方の報道でも、『トラブルがあった』と言いますよね」とのことだった。「本気で言っているのか、通り魔に急に後ろから刺されても『トラ</p>	<p>●放送後、申立人からの抗議の電話を受け、被害者と容疑者をきちんと分けて伝えていることや、「トラブル」の言葉自体にどちらかが悪いとの意味合いはないこと、捜査当局が「金銭トラブルがあった」とみていることを説明したが、申立人が繰り返し質問したため、何とか意図を伝えようと、ストーカー事案等一方的なつきまといを受けている場合でも「トラブル」に巻き込まれたと言うことはあり得ると話したことはあるが、本事件の重要性をつきまとい</p>

	<p>ブルがあった』と言うんですか」と聞いたところ、責任者の副部長は言葉に詰まっていた。</p> <p>●遺族代表として警察から捜査の全容の説明を受け、書類に署名押印したが、その中で「金銭トラブル」とは全く聞いていない。</p>	<p>と同列に扱ったとか、「通り魔事件でもトラブルと言う」などと説明した事実はない。</p> <p>なお、表現に当初から問題はないと考えるが、電話の終了後に検討した結果、被害者遺族の意向そのものは受け止めるべきだと考え「2人の間に何らかの金銭的トラブルがあり」との文言は、その後、容疑者が書類送検されたときや不起訴となったときのニュースでは使っていない。</p> <p>●ニュース中の、「2人の間に何らかの金銭的なトラブルがあり」との表現は、容疑者の自宅や車、職場などを検索したところ被害者の父親名義の通帳などが見つかったこと、口座から現金が引き出されていたこと、といった事実が前提となっており、これらの情報は捜査関係者への取材で裏付けを取っている。</p>
<p>その他の表現</p>	<p>●なぜ被害者を救わない、さらに苦しめるような報道は絶対にしないほしい。</p> <p>●店の駐車場に白線を横切って止められた迷惑駐車があり、中には兄のクレジットカードと父の通帳と印鑑があった。その車の所有者には前科があることは調べればすぐにわかること。フルフェイスのヘルメットを被って歩く人物も目撃されていたが、それらの事実を全く伝えていない。</p>	<p>●ニュースの内容は容疑者と被害者の位置づけが明確に判別できるもので、容疑者と被害者の双方が死亡して詳細の解明が難しい中でできる限り客観的・抑制的に事実を伝えたもので、「被害者をさらに苦しめるような報道」との評価は当てはまらない。</p> <p>●前科や目撃情報を把握していたとしても、裏付けとともにニュースの中で伝えるべきものかどうかの意味合いを慎重に判断する必要がある。前科については、みだりに現在の犯罪に結びつけることは適切ではなく、目撃情報についても本当に容疑者本人なのかなど事件との関連性について確認、検討する必要がある、これらの情報を伝えないことが不適切であるとの評価は当たらない。</p>

<p>広 報 前 の 報 道</p>	<p>●警察が報道機関に広報するのは放送翌週の月曜日と聞いていた。警察の広報がないのになぜこのような報道ができたのか。</p>	
<p>そ の 後 回 答 が な い</p>	<p>●回答がほしい旨伝えたがその後連絡はない。</p>	<p>●申立人が謝罪と検証番組の放送を繰り返し求めていたのに対し、担当デスクは放送内容に不適切な点はなく、謝罪や検証番組の放送はできないことを明確に伝えた上で、「ご遺族がそのような感情をもたれたことは受け止めます。そして今後の放送に生かします」と伝え、会話は終了していた。</p>
<p>対 応 が 悪 い</p>	<p>●「ふれあいセンター」にも電話したが、まずは地元局と話し合いを持ってくれという。地元局の返答がないので本部らしきところに連絡をしたのだが、ここでもまともに向き合おうとしない。</p>	<p>●「ふれあいセンター」から宮崎放送局に申立人から電話があったことは当日に伝えられた。内容は4日前と同様「検証番組の放送」を求める主張の繰り返しだったため、宮崎局担当デスクは、しばらく時間をおいて様子を見ることにした。その後申立人から宮崎局への連絡はなくBPOへの申立てとなった。2021年3月と4月に宮崎局の放送部長と副部長が申立人に面会し、改めて話を聞くとともに、NHKの考え方を説明した。</p>

VI. 申立ての経緯と審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2020年11月20日	NHK宮崎放送局が当該ニュースを放送
2021年 3月16日	申立人が委員会に「申立書」を提出
6月 7日	NHKが委員会に「経緯と見解」を提出
6月15日	第293回委員会で審理入り決定
6月30日	NHKが委員会に「答弁書」を提出
7月15日	申立人が委員会に「反論書」を提出
7月20日	第294回委員会で審理
7月29日	NHKが委員会に「再答弁書」を提出
8月 6日	起草委員による論点整理・質問作成
8月17日	第295回委員会で審理
9月21日	第296回委員会でヒアリングと審理
10月 5日	第1回起草委員会
10月19日	第297回委員会で審理
11月 5日	第2回起草委員会
11月16日	第298回委員会で審理
12月 1日	第3回起草委員会
12月21日	第299回委員会で審理、「委員会決定案」了承
2022年 1月18日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	曾我部 真 裕
委員長代行	鈴木 秀 美
委員長代行	二 関 辰 郎
委 員	國 森 康 弘
委 員	斉 藤 とも子
委 員	丹 羽 美 之
委 員	野 村 裕
委 員	廣 田 智 子
委 員	水 野 剛 也